平成２２年（フ）第３１号
岩手県下閉伊郡普代村第６地割字中山115番地
債務者　中村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１０９号
相模原市南区相武台団地２丁目１番１―21号
債務者　岩岡　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１０号
相模原市南区相武台団地２丁目１番１―21号
債務者　岩岡キヨミ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１６１号
相模原市中央区陽光台３丁目15番45号　相雄マンション305
債務者　下山田　香
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８７号
相模原市南区若松５丁目20番14号　プリムローズ204
債務者　三鶴　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８８号
相模原市緑区東橋本１―８―１　ドミ中屋307号室、住民票上の住所相模原市緑区橋本７丁目11番６―302号
債務者　青木　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８９号
相模原市緑区東橋本１―８―１　ドミ中屋307号室、住民票上の住所相模原市緑区橋本７丁目11番６―302号
債務者　青木惠里子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成１９年（フ）第１１０６号
静岡市葵区瀬名３丁目41番11号　アルテールマトバＢ―102、旧住所静岡市清水区楠109番地の７
破産者　竹澤　節子
平成22年５月17日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成１９年（フ）第１５９号
宮崎県小林市野尻町東麓78番地６、開始決定時の本店所在地宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓78番地６
破産者　株式会社崎園産業
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２号
石川県輪島市門前町道下７の52番地
破産者　田辺　辰夫
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２９５号
北海道江別市上江別470番地
破産者　株式会社進栄機工
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年９月２日午前11時30分
平成22年５月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９６８号
横浜市金沢区富岡西５丁目26番11号
破産者　松下　　愛（旧姓工藤）
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午前10時40分
平成22年５月18日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２７５号
大阪市西淀川区野里２丁目８番４号　ファースト野里303号、開始決定時の住所大阪市淀川区塚本４丁目10番18号
破産者　岡部　義弘
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年７月20日午後３時30分
平成22年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２号
大阪市城東区鴫野西２丁目３番８号
破産者　山本和子こと　鄭　　和子
1　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午後４時
平成22年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３号
堺市北区百舌鳥梅町１丁10番地24
破産者　株式会社ツリタ
1　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午前10時30分
平成22年５月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
広島県安芸高田市向原町坂153番地１
破産者　古川　典子
1　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月24日午後４時
平成22年５月14日　広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第２４９号
愛媛県西条市三津屋南11番５
破産者　第一観光株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年８月30日午前10時30分
平成22年５月17日　松山地方裁判所西条支部